

令和4年度第2回庁議提案 審議・報告・その他
 提出日：令和4年4月26日
 担当部・課：保健福祉部保健福祉総務課〔内線2401〕

① 件名												
ウクライナ避難民支援について												
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）												
<p>【背景】</p> <p>本市では3月10日にウクライナ避難民受け入れを表明し、総務部危機対策課を中心として国や支援団体等に関する各種情報の収集を開始するとともに、支援体制の構築を検討してきた。</p> <p>市内在住の娘を頼ってウクライナ避難民女性が3月26日に来石し住民登録手続き等も完了したことにより、情報収集の継続に加えて各種支援を具体的に取り組み段階に移行した。</p> <p>【目的】</p> <p>支援体制の総括を市民の生活及び健康を所管する保健福祉部とし、各部の情報及び支援策を取りまとめてウクライナ避難民に対する支援を迅速に実施する。</p>												
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性												
<p>【根拠法令】 なし</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・<input type="checkbox"/>無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】</p>												
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）												
<p>令和4年3月 令和4年第1回定例会においてウクライナ避難民受け入れを表明 ウクライナ避難民来石 4月 ウクライナ避難民及び避難先家族と面会・支援開始</p>												
⑤ 主な内容												
<p>1 方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ○包括的な支援パッケージをつくる。 ○横断的かつ円滑に支援する。（国への要望を集約する。） ○災害ケースマネジメントの要領でニーズ把握に努める。 <p>2 支援体制</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">分 担</th> <th style="text-align: center;">担 当</th> <th style="text-align: center;">役 割</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①総括</td> <td>保健福祉部次長</td> <td>総括、庁内調整</td> </tr> <tr> <td>②ケースマネジメント</td> <td>保健福祉部技術副参事</td> <td>ニーズ把握、個別支援計画立案、関係団体との連携支援</td> </tr> <tr> <td>③庶務</td> <td>保健福祉総務課</td> <td>庁内連絡など</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 支援項目</p> <p>(1) 保健福祉部の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ニーズの把握・支援の調整 ○見守り及び孤立防止、心のケア ○健康保持 ○支援関係団体への働き掛け ○経済的支援 ○養育・保育 	分 担	担 当	役 割	①総括	保健福祉部次長	総括、庁内調整	②ケースマネジメント	保健福祉部技術副参事	ニーズ把握、個別支援計画立案、関係団体との連携支援	③庶務	保健福祉総務課	庁内連絡など
分 担	担 当	役 割										
①総括	保健福祉部次長	総括、庁内調整										
②ケースマネジメント	保健福祉部技術副参事	ニーズ把握、個別支援計画立案、関係団体との連携支援										
③庶務	保健福祉総務課	庁内連絡など										

<p>(2) 各部における支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ○国や県との連絡調整 ○支援に関する相談受付や支援リーフレットの作成 ○住居、就労、日本語教育、医療提供、コミュニティづくり <p>4 関係団体等に対する支援の協力要請</p> <p>(1) 見守り及び孤立防止 社協 CSC、民生委員、サロン会、国際交流協会</p> <p>(2) 健康保持 地域包括、デイサービス</p> <p>(3) 食料及び生活用品 フードバンク</p> <p>(4) 就労 商工会議所・地元企業</p> <p>(5) 各種福祉・介護・医療サービス 社会福祉法人・医療機関</p>
<p>⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）</p> <p>【影響・効果】 ウクライナ避難民に対して安全・安心な生活環境を提供し心のサポートを実施することで、避難民一人ひとりの生命、尊厳、安全が尊重される。</p> <p>【市財政への負担】 生活費、医療費支援分については、当面、令和4年度予備費で対応し、それ以外の各種支援策に係る経費については各部と協議していく。</p>
<p>⑦他の自治体の政策との比較検討</p> <p>千葉県柏市は生活保護制度に準じた生活支援給付を実施</p>
<p>⑧今後の予定及び施行予定年月日</p> <p>令和4年4月 ウクライナ避難民見守り開始 ウクライナ避難民生活支援金支給事業実施要綱の制定（令和4年3月26日適用） 支援調整会議開催（2回目以降は随時）</p>
<p>⑨その他</p> <p>避難民に法的な地位を与える規定は国内法にない。入管難民法が定める難民なら永住資格の取得要件が緩和されるが、避難民は法律上の難民とは区別されるため、不安定な状態に置かれている。</p> <p>※「難民」と「避難民」の違い 【難民】は、条約で定めた条件に該当した場合に認定される。ただ、日本の難民認定は非常にハードルが高くスピーディな受け入れは難しいため、今回政府は人道上の配慮から【避難民】という法律上の規定がない特別措置を取っている。</p>